

1. 件名：利用実態がない核燃料物質の集約に係る面談

2. 日時：令和5年8月28日（月）10:00～12:00

3. 場所：原子力規制庁8階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 原子力規制企画課 黒川課長、布田企画官、片野補佐、安達係長、直井係長

国立研究開発法人原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 塩月本部長代理、他2名

5. 要旨：

○国立研究開発法人原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から資料に基づき、これまでの利用実態のない核燃料物質の集約化の検討経緯について説明があった。

○原子力規制庁から、利用実態のない核燃料物質の集約化に関して以下の通り伝達した。

- ・利用実態のない核燃料物質のうち、特に法令等の管理下でない核燃料物質（湧き出し）については、安全上の観点から優先的に集約管理に向けた検討が必要と考えられる。

- ・これら湧き出した核燃料物質については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第17条第3項に基づき原子力機構に管理を委託することを前提とした場合、核燃料物質の所有権をどうするか、対象となる核燃料物質の範囲や考え方、貯蔵・管理に係る費用負担をどうするか等について、今後検討が必要である。

○原子力機構から、以下のとおり発言があった。

- ・文部科学省においても、大学における核燃料物質や放射性廃棄物の今後の保管・管理が大きな課題となっており、まずは管理下でないものや、管理が不十分となることが考えられる核燃料物質を対象として集約管理に向けた検討を行うことは理解できる。

- ・原子力規制委員会、文部科学省において、原子力機構の役割を明確にした上で、核燃料物質の集約化について原子力機構として役割を果たしていきたい。

6. 資料

- ・核燃料集約に関する打合せにあたり（令和4年9月21日面談資料）

- ・研究施設等廃棄物等に関する大学の現状等について（令和5年6月30日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 原子力バックエンド作業部会（第6回）資料4-4）

（[https://www.mext.go.jp/content/20230630-mxt\\_genshi-000030749\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230630-mxt_genshi-000030749_11.pdf)）

- ・利用実態のない核燃料物質集約に関する主な経緯（※）

※の資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 5 号に定める不開示情報を含むため、非公開とします。

以 上